※ あくまでも参考例ですので、社内規程等を踏まえ、修正等して

ご使用ください。

[客観要件確認シート（参考）](http://www.meti.go.jp/policy/anpo/law_document/checksheet(tsujoheikifukumu)ver.2.doc)

確認日　　　年　月　日

|  |  |
| --- | --- |
| 該非確認責任者 | 所属・役職：　　　　　　　氏名：  印 |
| 統括責任者 | 所属・役職：　　　　　　　氏名：  印 |

１．輸出案件の概要

|  |  |
| --- | --- |
| 仕向国 |  |
| 貨物・技術名  （HSコード上二桁） | （　　　　　　　類） |
| 輸入者 |  |
| 最終需要者  所在地（国名）  代表者  事業内容 |  |
| 最終用途 |  |

２．該非判断確認リスト

|  |  |
| --- | --- |
| 輸出令別表第１　 の１～１５項のいずれかに  外為令別表　　　 該当するか。 | はい  いいえ |

|  |  |
| --- | --- |
| ＨＳコードから当該貨物・技術が輸出令別表第  １又は外為令別表の１６項の中欄に該当しない  　ことが明らかか。 | 許可申請不要  はい  いいえ |

(注)16項中欄

　　　　関税定率法別表第２５類から第４０類まで、第５４類から

　　　　第５９類まで、第６３類、第６８類から第９３類まで又は

　　　　第９５類に該当する貨物

３．補完的輸出規制(キャッチオール規制)に係る用途・需要者等確認リスト

①インフォーム、輸出令別表第３の国向け輸出の確認

|  |  |
| --- | --- |
| 経済産業省からインフォームを受けたか。 | はい  いいえ |

許可申請不要

| 仕向国は輸出令別表第３の国か。 | はい  いいえ |
| --- | --- |

(注)輸出令別表第３の国

　　　　ｱﾙｾﾞﾝﾁﾝ､ｵｰｽﾄﾗﾘｱ､ｵｰｽﾄﾘｱ､ﾍﾞﾙｷﾞｰ､ﾌﾞﾙｶﾞﾘｱ､ｶﾅﾀﾞ､ﾁｪｺ､ﾃﾞﾝﾏｰｸ､

ﾌｨﾝﾗﾝﾄﾞ､ﾌﾗﾝｽ､ﾄﾞｲﾂ､ｷﾞﾘｼｬ､ﾊﾝｶﾞﾘｰ､ｱｲﾙﾗﾝﾄﾞ､ｲﾀﾘｱ､大韓民国、

ﾙｸｾﾝﾌﾞﾙｸ､ｵﾗﾝﾀﾞ､ﾆｭｰｼﾞｰﾗﾝﾄﾞ､ ﾉﾙｳｪｰ、ﾎﾟｰﾗﾝﾄﾞ､ﾎﾟﾙﾄｶﾞﾙ､ｽﾍﾟｲﾝ､

ｽｳｪｰﾃﾞﾝ､ｽｲｽ、英国、米国

ｽｲｽ､英国､ｱﾒﾘｶ合衆国

②通常兵器補完規制に係る用途確認リスト

| 仕向国は輸出令別表第３の２の国か。 | はい  いいえ |
| --- | --- |

(注)輸出令別表第３の２の国、地域

　　ｱﾌｶﾞﾆｽﾀﾝ、中央ｱﾌﾘｶ、ｺﾝｺﾞ民主共和国、ｲﾗｸ、ﾚﾊﾞﾉﾝ、ﾘﾋﾞｱ、

北朝鮮、ｿﾏﾘｱ、南ｽｰﾀﾞﾝ、ｽｰﾀﾞﾝ

|  |  |
| --- | --- |
| ３－１の用途確認リストが「はい」という結果  となったか。 | はい  いいえ |

|  |  |
| --- | --- |
| ３－２の用途要件の除外に「はい」が一つでも  あったか。 | はい  いいえ |

③大量破壊兵器等補完規制に係る用途・需要者確認リスト

|  |  |
| --- | --- |
| ３－３の用途確認リストに「はい」が一つ  　でもあったか。 | はい  いいえ |

|  |  |
| --- | --- |
| ３－４の需要者確認リストに「はい」が一  つでもあったか。 | はい  許可申請不要  いいえ |

|  |  |
| --- | --- |
| ３－５のガイドラインに「いいえ」が一つでも  あったか。 | はい  許可申請不要  いいえ |

　　輸出許可申請が必要か否かを最終判断するため、社内規程に従い必要な対応を行うこと。

３－１．通常兵器補完規制に係る「用途」確認リスト

（国連武器禁輸国・地域（輸出令別表第３の２の国・地域）向けの場合）

以下の用途に用いられることを知るに至ったか確認すること。その際には、以下の用途に用いられることが貨物の輸出に関する契約書若しくは入手した文書、図画若しくは電磁的記録媒体に記載、記録されているか。また、輸入者等から連絡を受けたかについても確認すること。（どちらかに○をつけること。）

|  |  |
| --- | --- |
| 通常兵器（輸出令別表第一の一の項の中欄に掲げる貨物（核兵器等に該当するものを除く））の開発、製造又は使用 | はい・いいえ |

「はい」の場合は、３－２の確認を行うとともに、輸出許可申請が必要か否かを最終判断するため、社内規程に従い必要な対応を行うこと。

３－２．用途要件の除外に関する確認リスト

　「３－１」において「はい」の回答結果となった場合は以下の各項目についても確認すること。（どちらかに○をつけること。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 用  途  要  件  の  除  外 | ①当該輸出貨物を用いて開発等される別表に掲げる貨物が産業、娯楽、スポーツ、狩猟又は救命の用に供される旨が文書等に記載され又は記録されている場合であり、かつ、輸出者が同表に掲げる貨物がこれらの用に供される旨輸入者等から連絡を受けている。 | はい・いいえ |
| ②自衛隊法（昭和二十九年法律第百六十五号）第八十四条の三に基づく在外邦人等の保護措置（同活動に付随して防衛省設置法（昭和二十九年法律第百六十四号）第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う。 | はい・いいえ |
| ③自衛隊法第八十四条の四に基づく在外邦人等の輸送（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う。 | はい・いいえ |
| ④自衛隊法第百条の五に基づく国賓等の輸送（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う。 | はい・いいえ |
| ⑤自衛隊法第百条の六に基づく自衛隊がアメリカ合衆国軍隊に対して貨物の輸出を行う。 | はい・いいえ |
| ⑥自衛隊法第百条の八に基づく自衛隊がオーストラリア軍隊に対して貨物の輸出を行う。 | はい・いいえ |
| ⑦自衛隊法第百条の十に基づく自衛隊が英国軍隊に対して貨物の輸出を行う。 | はい・いいえ |
| ⑧自衛隊法第百条の十二に基づく自衛隊がフランス軍隊に対して貨物の輸出を行う。 | はい・いいえ |
| ⑨自衛隊法第百条の十四に基づく自衛隊がカナダ軍隊に対して貨物の輸出を行う。 | はい・いいえ |
| ⑩自衛隊法第百条の十六に基づく自衛隊がインド軍隊に対して貨物の輸出を行う。 | はい・いいえ |
| ⑪国際緊急援助隊の派遣に関する法律（昭和六十二年法律第九十三号）に基づく国際緊急援助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う。 | はい・いいえ |
| ⑫国際連合平和維持活動等に対する協力に関する法律（平成四年法律第七十九号）に基づく国際平和協力業務（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う。 | はい・いいえ |
| ⑬重要影響事態に際して我が国の平和及び安全を確保するための措置に関する法律（平成十一年法律第六十号）に基づく後方支援活動及び捜索救助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う。 | はい・いいえ |
|  | ⑭重要影響事態等に際して実施する船舶検査活動に関する法律（平成十二年法律第百四十五号）に基づく船舶検査活動並びにその実施に伴う後方支援活動及び協力支援活動の用に供するために貨物の輸出を行う。 | はい・いいえ |
|  | ⑮武力攻撃事態等及び存立危機事態におけるアメリカ合衆国等の軍隊の行動に伴い我が国が実施する措置に関する法律（平成十六年法律第百十三号）に基づく自衛隊による行動関連措置として貨物の輸出を行う。 | はい・いいえ |
|  | ⑯武力攻撃事態及び存立危機事態における外国軍用品等の海上輸送の規制に関する法律（平成十六年法律第百十六号）に基づく停船検査又は回航措置の用に供するために貨物の輸出を行う。 | はい・いいえ |
|  | ⑰海賊行為の処罰及び海賊行為への対処に関する法律（平成二十一年法律第五十五号）に基づく海上保安庁による海賊行為への対処及び自衛隊の部隊による海賊対処行動（当該海賊対処行動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う。 | はい・いいえ |
|  | ⑱国際平和共同対処事態に際して我が国が実施する諸外国の軍隊等に対する協力支援活動等に関する法律（平成二十七年法律第七十七号）に基づく協力支援活動及び捜索救助活動（同活動に付随して防衛省設置法第四条第一項第九号に基づき実施される事前の訓練を含む。）の用に供するために貨物の輸出を行う。 | はい・いいえ |
| ⑲令和元年十二月二十七日の閣議決定「中東地域における日本関係船舶の安全確保に関する政府の取組について」に基づき自衛隊による情報収集活動及び不測の事態の発生など状況が変化する場合への対応の用に供するために貨物の輸出を行う。 | はい・いいえ |

(※)別表

一　銃砲若しくはこれに用いる銃砲弾（発光又は発煙のために用いるものを含む。）のうち次に掲げるもの又はこれらの部分品

１　空気銃、散弾銃、ライフル銃若しくは火縄式銃砲又はこれらのものに用いる銃砲弾

２　救命銃、もり銃若しくはリベット銃その他これらに類する産業用銃又はこれらのものに用いる銃砲弾

二　産業用の発破器

三　産業用の火薬若しくは爆薬又はこれらの火工品

３－３．大量破壊兵器等補完規制に係る「用途」確認リスト

（輸出令別表第３の地域を除く地域向け（国連武器禁輸国・地域を含む）の場合）

以下の用途に用いられることを知るに至ったか確認すること。その際には、以下の用途に用いられることが貨物の輸出に関する契約書又は入手した文書・記録媒体に記載、記録されているか、また、輸入者から連絡を受けたかについても確認すること。（どちらかに○をつけること。）

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 核兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | | はい・いいえ |
| 軍用の化学製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | | はい・いいえ |
| 軍用の細菌製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | | はい・いいえ |
| 軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | | はい・いいえ |
| 300ｋｍ以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵 | | はい・いいえ |
| 300ｋｍ以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | | はい・いいえ |
| 別  表  行  為 | ①核燃料物質若しくは核原料物質の開発、製造、使用  　若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| ②核融合に関する研究 | はい・いいえ |
| ③原子炉又はその部分品若しくは附属装置の開発、製  　造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| ④重水の製造 | はい・いいえ |
| ⑤核燃料物質の加工 | はい・いいえ |
| ⑥核燃料物質の再処理 | はい・いいえ |
| ⑦以下の行為であって、軍若しくは国防に関する事務  　をつかさどる行政機関が行うもの、又はこれらの者か  　ら委託を受けて行うことが明らかなもの  ａ　化学物質の開発若しくは製造  　ｂ　微生物若しくは毒素の開発、製造、使用若しく  　　　は貯蔵  　ｃ　ロケット若しくは無人航空機の開発、製造、使  　　　用若しくは貯蔵  　ｄ　宇宙に関する研究 | はい・いいえ |

３－４．大量破壊兵器等補完規制に係る「需要者」確認リスト

（輸出令別表第３の地域を除く地域向け（国連武器禁輸国・地域を含む）の場合）

①外国ユーザーリストの確認

（どちらかに○をつけること）

|  |  |
| --- | --- |
| 需要者は外国ユーザーリストに掲載されているか。 | はい・いいえ |

「はい」の場合は、３－５の確認を行うとともに、輸出許可申請が必要か否かを最終判断するため、社内規程に従い必要な対応を行うこと。

②需要者要件の確認

　 需要者が以下に掲げる行為を行っている又は過去に行っていたことについて貨物の輸出に関する契約書若しくは入手した文書・記録媒体に記載、記録されているか、又は、輸入者等から連絡を受けたかについて確認すること。

（どちらかに○をつけること）

|  |  |
| --- | --- |
| 核兵器の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| 軍用の化学製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| 軍用の細菌製剤の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| 軍用の化学製剤若しくは細菌製剤の散布のための装置の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| 300ｋｍ以上運搬することができるロケットの開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |
| 300ｋｍ以上運搬することができる無人航空機の開発、製造、使用若しくは貯蔵 | はい・いいえ |

「はい」が一つでもあった場合は、３－５の確認を行うとともに、輸出許可申請が必要か否かを最終判断するため、社内規程に従い必要な対応を行うこと。

３－５．おそれ省令第２号及び第３号又はおそれ告示第２号及び第３号に定める「明らかなとき」を判断するためのガイドラインに関する確認リスト

　　 以下の各項目について、確認すること。なお、取引の形態等からみて問いが当てはまらない場合には、「－」に○をつける。

|  |  |  |
| --- | --- | --- |
| 貨物等の用途・仕様 | 1. 輸入者、需要者又はこれらの代理人から当該   　貨物等の用途に関する明確な説明がある。 | はい・いいえ・－ |
| 1. 需要者の事業内容、技術レベルからみて、当   　該貨物等を必要とする合理的理由がある。 | はい・いいえ・－ |
| 貨物等の設置場所等の態様・据付等の条件 | 1. 当該貨物等の設置場所又は使用場所が明確で   　ある。 | はい・いいえ・－ |
| 1. 当該貨物等の設置場所又は使用場所が軍事施設内若しくは軍事施設に隣接している地域又は立ち入りが制限されている等の高度の機密が要求されている地域である場合は、その用途に疑わしい点があるとの情報を有していない。 | はい・いいえ・－ |
| 1. 当該貨物等の輸送、設置等について過剰な安   　全装置・処置が要求されていない。 | はい・いいえ・－ |
| 貨物等の関連設備・装置等の条件・態様 | 1. 当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原   　材料についての説明がある。 | はい・いいえ・－ |
| ⑦当該貨物等及び当該貨物等が使用される設備や同時に扱う原材料の組合せが、当該貨物等の用途に照らして合理的、整合的である。 | はい・いいえ・－ |
| ⑧異常に大量のスペアパーツ等の要求がない。 | はい・いいえ・－ |
| ⑨通常必要とされる関連装置の要求がある。 | はい・いいえ・－ |
| 表示、船積み、輸送ルート、梱包等における態様 | ⑩輸送時における表示、船積みについての特別  　の要請がない。 | はい・いいえ・－ |
| ⑪製品及び仕向地から見て、輸送ルートにおい  　て異常がない。 | はい・いいえ・－ |
| ⑫輸送時における梱包及び梱包における表示が  　輸送方法や仕向地などからみて異常がない。 | はい・いいえ・－ |
| 貨物等の支払対価等・保証等の条件 | ⑬当該貨物等の支払対価・条件・方法などにお  　いて異常に好意的な提示がなされていない。 | はい・いいえ・－ |
| ⑭通常要求される程度の性能等の保証の要求が  　ある。 | はい・いいえ・－ |
| 据付等の辞退や秘密保持等の態様 | ⑮据付、指導等の通常予想される専門家の派遣  　の要請がある。 | はい・いいえ・－ |
| ⑯最終仕向地、製品等についての過度の秘密保  　持の要求がない。 | はい・いいえ・－ |
| 外国ユーザーリスト掲載企業・組織 | ⑰外国ユーザーリスト（最新のもの）に掲載されている企業・組織向けの取引については、リストに記載されている当該需要者の関与が懸念されている大量破壊兵器の種別（核兵器、生物兵器、化学兵器、ミサイル）と、輸出する貨物等の懸念される用途の種別（「大量破壊兵器等及び通常兵器に係る補完的輸出規制に関する輸出手続等について」（最新のもの）１．の（３）１）に掲げる核兵器等の開発等に用いられるおそれの強い貨物例等を参考に、輸出しようとする貨物等の特性から判断すること。）が一致しない。 | はい・いいえ・－ |
| 外国ユーザーリスト掲載企業・組織 | ⑱外国ユーザーリスト（令和4年3月10日付け20220307貿局第2号）に掲載されている企業・組織向けの取引については、輸出しようとする貨物又は提供しようとする技術について、軍事用途に用いられる（利用される）旨が、その輸出（取引）に関する契約書又は輸出者（取引を行おうとする者）が入手した文書、図画若しくは電磁的記録において、記載若しくは登録されていないこと、又は輸入者（取引の相手方）若しくは需要者（当該技術を利用する者）若しくはこれらの代理人から連絡を受けていないこと。 | はい・いいえ・－ |
| その他 | ⑲その他取引の慣行上当然明らかにすべき事項  に関する質問に対して需要者から明確な説明  がない等の取引上の不審な点がない。 | はい・いいえ・－ |